「佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会(仮称)」設立趣旨(案)

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水 系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間 の浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水 害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となりました。今後、気 候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まる ことが懸念されます。

こうした背景から、平成27年12月10日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について~社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて~」が答申されました。本答申において「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村において、平成32年度を目標に水防災意識社会を再構築する以下の取組を行うこととしました。

- ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難するための、より実効性のある「住 民目線のソフト対策」への転換
- ・優先的に整備が必要な区間における「洪水を安全に流すためのハード対策」 の着実な推進
- ・越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の 工夫等「危機管理型ハード対策」の導入

こうした背景を踏まえ、山口市、防府市と山口県、気象台、国土交通省等からなる協議会を設置して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進する「佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会(仮称)」を設立します。

(名 称)

第1条 本会の名称は、佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会(以下「協議会」という。) とする。

(目 的)

第2条 協議会は佐波川水系における局所的な集中豪雨や堤防決壊等による大規模な浸水被害 に備え、隣接する市や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対 策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行う事を目的とする。

(協議会)

- 第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。
 - 2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見 を求めることが出来る。

(幹事会)

- 第4条 協議会の円滑な運営を行うため、幹事会を設ける。
 - 2 幹事会は別表2に上げる幹事をもって構成する。ただし、必要に応じて幹事を追加する ことが出来る。
 - 3 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見 を求めることが出来る。

(事務局)

- 第5条 協議会及び幹事会の事務処理を行うため事務局を設ける。
 - 2 事務局は国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所河川管理課に置く。

(協議会の実施事項)

- 第6条 協議会及び幹事会は第2条の目的を遂行するため、次に掲げる会務を行う。
 - (1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
 - (2) 円滑かつ迅速な避難のための取組、的確な水防活動のための取組、氾濫水の排水施設運用等に関する取組に対して各構成員が取り組む事項を「地域の取組方針」として作成する。
 - (3) 「地域の取組方針」のフォローアップ
 - (4) その他、大規模氾濫に対する減災対策に必要な事項

(会議の公開)

- 第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
 - 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、 個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て 公表しないものとする。
 - 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、協議会の決議を得なければならない。

(附 則)

本規約は、平成 年 月 日から施行する。

佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会(仮称)委員(案)

(委員) 山口市長

防府市長

山口県 土木建築部長

山口県 危機管理監

気象庁 福岡管区気象台 下関地方気象台長

国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所長

佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会(仮称)幹事(案)

(幹事) 山口市 防災危機管理課長

山口市 道路河川管理課長

山口市 徳地施設維持課長

防府市 防災危機管理課長

防府市 河川港湾課長

山口県 河川課長

山口県 防災危機管理課長

気象庁 福岡管区気象台 下関地方気象台 防災管理官

国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所 副所長 (河川)

国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所 副所長(道路)